



被災中小企業者等 支援策ガイドブック 佐賀県（第5版）

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

政府では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復旧・再開に向け立ち上がる際のお力になれるよう、中小企業者向け支援策の情報をまとめました。是非ご活用ください。

今後、内容が追加・変更される可能性もございます。最新の情報は各支援策に示した窓口に御確認ください。

地方公共団体が被災事業者向けに情報提供を行う際は、本ガイドブックに掲載している情報を自由にご活用ください。

令和元年10月29日

中小企業庁・佐賀県

目次

<u>1. 事業継続、再開などについて相談したい</u>	
(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談	P 3
(2) ミラサポ専門家派遣（相談窓口に電話 1 本で専門家を派遣）	P 4
(3) 被災商店街への専門家等の派遣	P 5
<u>2. 設備の購入費用などの補助制度について知りたい</u>	
(1) 小規模事業者持続化補助金（佐賀県災害対策型）	P 6
(2) 佐賀県小規模事業者再建対策事業費補助金	P 7
(3) 【武雄市】武雄市小規模事業経営者支援事業補助金	P 8
(4) 令和元年8月の前線に伴う大雨に関する災害で被災した事業者に対する 軽減税率対策補助金の対応について	P 9
<u>3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配</u>	
(1) 日本政策金融公庫の災害復旧貸付・金利引き下げ	P 10
(2) 信用保証制度（セーフティネット保証 4 号）	P 11
(3) 信用保証制度（災害関係保証）【激甚のみ】	P 12
(4) 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化	P 12
(5) 小規模企業共済制度の特例災害時貸付	P 13
(6) 【佐賀県】令和元年8月豪雨災害復旧資金	P 14
(7) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン	P 15
(8) 【大町町】融資金保証料補填制度	P 16
(9) 【大町町】設備資金借入利子補給制度	P 17
<u>4. 下請取引のトラブルが不安</u>	
(1) 下請取引について、親事業者への配慮要請	P 18
(2) 型の保管・管理に関してお困りの方	P 18
(3) 下請かけこみ寺	P 19

目次

<u>5. リース関係のトラブルが心配</u>	
(1) リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）	P 20
<u>6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい</u>	
(1) 雇用保険の基本手当（失業給付）の特例措置	P 21
(2) 雇用調整助成金の特例措置	P 22
<u>7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい</u>	
(1) 国税に関する申告・納付等の期限の延長	P 23
(2) 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減	P 23
(3) 納税の猶予	P 23
<u>8. 風評被害を払拭し、観光客を呼び戻したい</u>	
(1) 商店街活性化・観光消費創出事業	P 24
<u>9. 補助金の申請その他の手続きについて知りたい</u>	
(1) 補助事業等の執行手続きにおける柔軟な対応	P 25
<u>10. お問い合わせ先一覧</u>	P 26 ~27

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談

今次災害で影響を受けられた中小企業・小規模事業者の方々が各種相談をできるよう、地方経済産業局等の政府機関、中小企業支援機関、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置しています。

対象者

令和元年度8月～9月の豪雨等により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会
 - ・商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会
 - ・よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構地域本部、
 - ・地方経済産業局
- (「10. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。)

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(2) ミラサポ専門家派遣（相談窓口で電話1本で専門家を派遣）

よろず支援拠点や、地域プラットフォーム（※）にご来訪いただくか、お電話をいただければ、経営や資金繰り、税務、会計、雇用、ITなどの専門家を派遣します。

通常は、窓口訪問後、一定のコンサルティングを受けてから専門家の派遣を行っていますが、被災された事業者のご負担を考慮して、お電話のみのご相談後に、専門家の派遣を行うこととします。

（※）地域プラットフォームは、商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携したグループです。

対象者

令和元年8月の前線に伴う大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者

支援内容

収益性の改善が図れず、売上回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスを行うなど、多種多様な経営課題に対応します。

専門家の派遣は3回（事業承継、IT導入に係る課題の場合は5回）まで無料です（「ミラサポ」に登録されている全国の専門家の中から派遣）。

【主な想定事例】

- ・運転資金確保が困難となった企業に対し、資金繰り計画と需要見通しの整理や事業計画の策定を支援。
- ・顧客離れで経営が困難となった企業に対し、新規顧客獲得等に向けた取組を支援。

お問い合わせ先

専門家派遣事業事務局

平日：9：00～17：00 （電話）03-5542-1685

専門家派遣制度について、詳しくは以下のURLをご覧ください。

URL：<https://www.mirasapo.jp/specialist>

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(3) 被災商店街への専門家等の派遣

被災商店街の復興に向けた、情報・ノウハウ提供事業を行います。

対象者

令和元年8月の前線に伴う大雨で被災した商店街
※商店街のほか、市町村や商工会・商工会議所などの支援機関からの申込みも可能です。

支援内容

商店街の復興に向けた情報・ノウハウ提供事業を行います。

(株) 全国商店街支援センターは、令和元年8月の前線に伴う大雨による災害の被害を受けた商店街の求めに応じ、被災した商店街の復興に携わったことのある専門家等を派遣し、事例を中心に情報提供及びアドバイスをを行います。

【実施内容】

- ・過去の災害事例を中心とした情報提供及びアドバイス
(被災の状況把握、復興に向けた方向性やプロセス、ノウハウ等)
- ・復興に向けたディスカッション

【派遣にかかる費用】

無料

【対象地域】

佐賀県において災害救助法の適用を受けた市町村（佐賀県全域）

【募集期間】

令和2年2月28日（金曜）まで

お問い合わせ先

(株) 全国商店街支援センター

所在地：東京都中央区湊1丁目6-11 ACN八丁堀ビル4階

電話番号：03-6228-3061

メールアドレス：yousei-s@shoutengai-shien.com

ホームページ：<https://www.syoutengai-shien.com/drsinfo02/>

2. 設備の購入費用などの補助制度について知りたい

(1) 小規模事業者持続化補助金（佐賀県災害対策型）

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援します。

対象者

佐賀県武雄市、大町町に所在し、令和元年8月の前線に伴う大雨により被害を受けた小規模事業者（売上減の被害を含む）

※商工会・商工会議所の支援を受けて事業再建に取り組む者

支援内容

①公募開始時期：10月11日～10月31日

②補助率：2／3

③上限額：100万円（佐賀県武雄市、大町町に所在する事業者）

※共同申請可能（補助上限×申請者数。ただし、上限1,000万円）

④補助対象費目：機械装置等費、設備処分費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

※交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。

※事業者負担分については、「3（5）小規模企業共済制度」等のご活用もご検討ください。

お問い合わせ先

お近くの商工会・商工会議所へご相談ください（「10. お問い合わせ先一覧⑨」をご覧ください）。

佐賀県商工会連合会 電話：0952-26-6101

サイト <http://www.sashoren.ne.jp/rengoukai/index.html>

日本商工会議所（小規模事業者持続化補助金事務局） 電話：03-6447-1691

サイト <https://h30.jizokukahojokin.info/saga/>

2. 設備の購入費用などの補助制度について知りたい

(2) 佐賀県小規模事業者再建対策事業費補助金

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって事業計画を策定し、計画に基づいた経営の立て直しと事業の再建・再構築に資する取組に要する費用の一部を補助します。

対象者

佐賀県に所在し、令和元年台風5号や令和元年8月の前線に伴う大雨により影響を受けた小規模事業者
※商工会・商工会議所の支援を受けて事業再建に取り組む者

支援内容

①受付期間：10月11日～12月27日

②補助率：2/3

③上限額：25万円

④補助対象費目：機械装置費、外注費、設備廃棄等費、什器備品費 等

※建物の修理・加工に係る経費、商品の廃棄に係る経費を除く。

※交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。

※事業者負担分については、「3（5）小規模企業共済制度」等のご活用もご検討ください。

お問い合わせ先

お近くの商工会・商工会議所（「10. お問い合わせ先一覧⑨」をご覧ください）

又は、

佐賀県産業労働部経営支援課 電話：0952-25-7182

へご相談ください。

2. 設備の購入費用などの補助制度について知りたい

(3) 【武雄市】武雄市小規模事業者支援事業補助金

令和元年8月27日からの豪雨災害等で被害に遭われた市内小規模事業者の方々に対し、事業活動の再開に必要な費用の一部を県と共同で支援します。

対象者

豪雨災害により被災した市内小規模事業者等
(商工団体が必要と認める場合は、中小企業含む。)

支援内容

- 受付期間：受付開始 令和元年10月下旬
 受付締切 令和元年12月27日
- 補助率 ：1 / 6
- 補助上限額：62,500円
- 対象経費 ：機械装置、外注費、設備廃棄等費、什器備品費、その他
 営業を再開するうえで市長が必要と認める経費。
 ※建物の修理・加工に係るもの、商品の廃棄に係る経費を除く
- 受付窓口 ：武雄商工会議所又は武雄市商工会
- その他 ：交付決定前に行った事業についても、補助対象とすることができます。

お問い合わせ先

武雄商工会議所 (電話) 0954-23-3161
武雄市商工会 北方町 (電話) 0954-36-2111
 山内町 (電話) 0954-45-2505
武雄市商工観光課 (電話) 0954-23-9237

2. 設備の購入費用などの補助制度について知りたい

(4) 令和元年8月の前線に伴う大雨に関する災害で被災した事業者に対する軽減税率対策補助金の対応について

今夏の災害で被害を受けた事業者が、今年10月より実施された消費税軽減税率制度に対応するレジの導入等を行う場合については、被災事業者の実情に応じて柔軟に対応します。

概要

被災事業者が事業の再開を果たし、軽減税率対応レジの導入に取り組もうとする場合には、10月1日以降に購入契約を締結したのもも補助対象として取り扱うこととします。また、導入済みの対応レジの損壊により、再度導入し直す必要がある場合には、必要な手続を行った上で、制度上の一事業者あたりの補助上限額の範囲内で、損壊した機器に係る補助金額について、再度の申請を認めることとします。

支援内容

- 対象者：軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売業者等
- 補助率：原則3/4（なお、3万円未満のレジ購入の場合4/5）
- 補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円。なお、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円1事業者あたり上限200万円

申請期限

2019年12月16日（月曜）まで

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

（電話）0120-398-111（通話料無料） / 0570-081-222（通話料がかかります）

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(1) 日本政策金融公庫の災害復旧貸付・金利引き下げ

今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、事業の復旧を支援するために、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。

また、特段の措置として、局激指定地域における市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る被害を受けた旨の証明を受けた中小企業者等を対象に、日本政策金融公庫が実施する「災害復旧貸付」について、0.9%の金利引下げを行います（貸付後3年間、1千万円まで）。

※なお、商工組合中央金庫はプロパー融資により、被害に遭われた中小企業に融資を行います。

対象者

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

金利

中小企業事業 → 基準利率 1.11%

国民生活事業 → 基準利率（災害貸付） 1.36%

（令和元年10月1日現在、貸付期間5年の場合。担保の有無等に関わらず利率は一律。）

金利引き下げ

局激指定地域については1千万円を上限として、貸付後3年間貸付金利から0.9%を引下げ（被害を受けた旨の証明書が必要）

貸付期間

中小企業事業 → 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）

国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※一般貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内）

限度額

中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円（代理貸付：7,500万円）

国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円（代理貸付：1,500万円）

お問い合わせ先

「10. お問い合わせ先一覧①」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(2) 信用保証制度（セーフティネット保証4号）

自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象者

下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む）

- (イ) 指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があって、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

支援内容

- ① 対象資金：経営の安定に必要な資金
- ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証と別枠で融資額の全額を保証
- ③ 保証利率：信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ④ 保証期間：個別に信用保証協会にご相談ください
- ⑤ 保証人：原則第三者保証人は不要

お問い合わせ先

佐賀県信用保証協会（電話）0952-24-4342

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(3) 信用保証制度（災害関係保証）【激甚のみ】

災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象者

激甚災害法による指定地域において、災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市町村等が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）

支援内容

- ① 対象資金：事業の再建に必要な資金
- ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証及びセーフティネット保証4号と別枠で融資額の全額を保証
(一般保証と別枠で、セーフティネット保証4号と合わせて最大5億6,000万円)
- ③ 保証利率：信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ④ 保証期間：個別に信用保証協会にご相談ください
- ⑤ 保証人：原則第三者保証人は不要

お問い合わせ先

佐賀県信用保証協会（電話）0952-24-4342

(4) 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の返済繰延等の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

対象者

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「10. お問い合わせ先一覧①②③」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(5) 小規模企業共済制度の災害時貸付

小規模企業共済制度の災害時貸付の実施

令和元年8月の前線に伴う大雨により被災した災害救助法適用地域の小規模企業共済の契約者に対し、(独)中小企業基盤整備機構が原則として即日かつ低利で融資を行います。

対象者

50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により次の①又は②の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

- ①被災区域内にある事業所又は主要な資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる被害を受けていること。
- ②当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること。

支援内容

- ①貸付利率：年0.9%
- ②貸付限度額：1,000万円（ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）
- ③償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は3年、貸付金額が505万円以上の場合は5年
- ④償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤担保、保証人：不要
- ⑥借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

お問い合わせ先

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日：9：00～18：00 （電話）050-5541-7171

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(6) 【佐賀県】令和元年8月豪雨災害復旧資金

令和元年8月27日に発生した豪雨災害等で被害に遭われた中小企業・小規模企業者の方々の資金繰りの円滑化を図るため、佐賀県制度金融に「令和元年8月豪雨災害復旧資金」を創設し金融支援を実施しています。

令和元年8月豪雨災害復旧資金の創設

融資限度額	3,000万円（市町長が証明する被害金額の範囲内）
資金の使途	災害復旧を行うために必要とする設備資金および運転資金
貸付利率	年0.9%
保証料率	年0%（県が全額負担）
貸付期間	10年（据置期間1年）
必要書類	保証申込書、受付機関の意見書、市町長の発行する罹災証明書（被害証明書）、設計書・カタログ及びその見積書、最近3期の財務諸表（付表を含む）
受付期間	令和元年8月28日から令和元年12月27日まで

既存借入金に係る弾力的な取扱いの要請

佐賀県内の金融機関に対して、中小企業者の既存借入金に係る弾力的な取扱い（返済条件の緩和等）を行うよう要請を行いました。

お問い合わせ先

- ・佐賀県信用保証協会（電話）0952-24-4342
- ・最寄りの金融機関（佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐賀西信用組合、佐賀東信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、親和銀行、長崎銀行、筑邦銀行、大川信用金庫、横浜幸銀信用組合）
- ・最寄りの商工会議所、商工会（組合にあつては、佐賀県中小企業団体中央会）
- ・佐賀県経営支援課（電話）0952-25-7093

※ 8月豪雨災害については、県下全域の事業者が対象となります。

※ 7月21日に鳥栖市周辺で発生した豪雨災害で被害に遭われた事業者も対象となります。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(7) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

災害救助法が適用された自然災害の被害に遭われた個人の方について、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

対象者

令和元年度台風15号の被害にあわれた方

お問い合わせ先

詳細は、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。

http://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl_leaf.pdf

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(8) 【大町町】融資金保証料補填制度

令和元年8月27日に発生した豪雨災害等で被害に遭われた事業者等の方々に対し、当制度の条件を緩和し運転資金及び設備資金借入に係る保証料の全額を補填します。

対象者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者であること。

○条件（すべての条件を満たす必要あり）

- (1) 町内に店舗又は工場若しくは事業場を有し、町内で同一業種の事業を1年以上引き続いて営んでいるもの。
- (2) 町内に住所を有するもの。
- (3) 町税、その他納税義務を完全に履行していること。

支援内容

中小企業融資金として、町が定めた融資機関より運転資金及び設備資金に限り借入を行った中小企業者であって、借入に係る保証料（保証協会所定の率によるもの）の全額を町が補填する。

○貸付金額の限度

運転資金：500万 設備資金：800万

※運転資金と設備資金を併用して貸し付ける場合は、800万円を限度額とする。

○貸付期間

運転資金：60か月以内 設備資金：96か月以内

※運転資金と設備資金を併用して貸し付ける場合は、設備資金の貸付額が全体の1/2を超えるときは、96か月以内とする。

○貸付利率

町で設けた金融協議会で協議のうえ決定した率とする。

○その他

貸付方法や償還方法などについて定めあり。

○受付窓口

大町町役場企画政策課

お問い合わせ先

大町町役場 企画政策課 商工観光係 （電話）0952-82-3112

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(9) 【大町町】設備資金借入利子補給制度

令和元年8月27日に発生した豪雨災害等で被害に遭われた事業者等の方々に対し、当制度の条件を緩和し設備資金借入による利子補給を行います。

対象者

大町町において、被害を受けた商工業者。（商工業者とは、商工会組織等に関する法律（昭和35年法律第89号）第2条第2項に規定されたもので、第13条に規定する会員をいう。）

○条件（すべての条件を満たす必要あり）

- (1) 町内に店舗又は工場若しくは事業場を有し、町内で同一業種の事業を1年以上引き続き営んでいるもの。
- (2) 町内に住所を有するもの。
- (3) 町税、その他納税義務を完全に履行していること。

支援内容

国、県、町の制度資金より資金の提供を受け設備の近代化を図った商工業者に対し、予算の範囲内において町長が町規程で定めた年利により利子補給金を交付する。

※設備資金に係る借入に対してのみ利子補給の対象となります。

○補助対象期間

貸付の日から3年以内

○利子補給率（毎年1月1日から12月31日までの期間に係る利子）

年利率1%以内

○受付窓口

大町町役場企画政策課

お問い合わせ先

大町町役場 企画政策課 商工観光係 （電話）0952-82-3112

4. 下請取引のトラブルが不安

(1) 下請取引について、親事業者への配慮要請

令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨の発生に伴い、交通インフラや建物・設備の損害が確認される等、取引上の影響は、全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、業界団体代表者（1,115団体）に、不当な取引条件の押し付けが無いよう、親事業者の必要な配慮等について要請しています。

(要請事項)

- ① 親事業者においては、今回の豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方向的に負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること。
- ② 親事業者においては、今回の豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

(2) 型の保管・管理に関してお困りの方

今回の豪雨によって、親事業者から預かっていた金型等が、破損や消失、汚損等してしまった際に、自然災害を理由として、下請事業者が責任を負わなくてもよい場合がございます。

金型等について破損等があった場合には、まずは発注者・取引先にご相談ください。

また、取引関係でお困りごとがある場合は、「下請かけこみ寺」までご連絡ください。

参考

【1】東日本大震災に関連するQ&A集（平成23年公正取引委員会より公表）

問8：震災の影響により、下請事業者が親事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、親事業者が損害賠償請求として金銭を下請代金から差し引くことは、下請法上問題となりますか。

A:「親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請代金の減額を行うことは、下請法上問題となります。したがって、震災の影響により親事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、下請事業者に責任があるとはいえず、親事業者が震災による損害額を下請代金から減額することは、下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。」と示されており、今般の自然災害においても同様の考え方が適用されます。

4. 下請取引のトラブルが不安

【2】型の取り扱いに関する覚書（ひな形※）（平成29年7月経済産業省より公表）

※部品等の発注者と受注者が締結する覚書の一例

第5条

1項「第3条第1項により定めた耐用年数または耐用回数にかかわらず、型が、天災地変もしくは製品の製作による自然消耗等甲の責によらない事由、火災または盗難により、損耗または滅失し、以後の使用が不可能となった場合は、甲は、直ちにその旨を乙に通知するものとする。」

2項「前項の損耗または滅失による型の損害については、甲は、補償の責を負わないものとする。」

（第5条により担保される内容等）

型が、①天変地異など、受注者の責によらない事由、②火災により、以後の使用が不可能になった場合、すぐに発注者に通知してください。これらの理由による損害は、受注者は補償の責任を負いません。

（型の取り扱いに関する覚書（ひな形））

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/sokeizai/kata/oboegakihinagata.pdf

対象者

今般の自然災害による型に関してお困りの中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「下請かけこみ寺」

（電話）0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）

（3）下請かけこみ寺

取引関係でお困りごとがある場合や、発注元企業との取引の中でトラブルが生じた場合は、お近くの「下請かけこみ寺」までご連絡ください。下請法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士等が親身にお話を伺い、アドバイス等を無料で行います（相談内容や相談を受けたことは秘匿いたします）。

対象者

企業間取引に関して、さまざまな悩みをもつ中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「下請かけこみ寺」

- 一般的な取引関係のご相談（電話）0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）
- 消費税転嫁に関するご相談（電話）0120-300-217

5. リース関係のトラブルが心配

(1) リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

リース料のお支払いや災害で使えなくなったリース物件に関するご相談に応じます。ご相談内容によって、リース会社の相談窓口をご案内します。

対象者

令和元年8月の前線に伴う豪雨等により被害を受けた中小企業・小規模事業者、リース契約の保証人

支援内容

リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）では、リース料のお支払いや災害で使えなくなったリース物件に関するご相談に応じ、助言、リース会社の相談窓口をご案内します。

（ご相談例）

- ①リース物件のリース料について、事業が軌道にのるまで、その支払いを止めることができないか。
- ②リース物件が水災で使用できなくなった場合にリース料の支払いをどうすればよいのか。
- ③リース物件に付保されている動産総合保険（※）の手続き

（※）通常は、この保険によって、リース物件が滅失したときの損害賠償金＝残りのリース料相当額のお支払いが免除されます。

お問い合わせ先

リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

（電話） 03-3595-2801

（受付 平日10時～12時、13時～16時）

6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

(1) 雇用保険の基本手当（失業給付）の特別措置

事業所が災害で休業したことにより、一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の基本手当（失業給付）を受給できる特別措置を実施しています。

対象者

- 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方
- 事業所が災害で休業したことにより、一時的に離職を余儀なくされた方

支援内容

令和元年8月の前線に伴う大雨にかかる災害救助法の適用地域に所在する事業所が災害により休業する場合に、一時的な離職を余儀なくされた方に対して、雇用保険の基本手当（失業給付）を支給。

※災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置を利用して、基本手当（失業給付）の支給を受けた方については、休業等が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業等前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用に当たっては、ご留意をお願いします。

お問い合わせ先

佐賀労働局職業安定課 （電話）0952-32-7216
ハローワーク佐賀 （電話）0952-41-9307
ハローワーク唐津 （電話）0955-72-8609
ハローワーク武雄 （電話）0954-22-4155
ハローワーク伊万里 （電話）0955-23-2131
ハローワーク鳥栖 （電話）0942-82-3108
ハローワーク鹿島 （電話）0954-62-4168

6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

(2) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化等に伴う「経済上の理由」によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業、教育訓練又は出向）を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、事業主が支払う休業手当、賃金等の一部を助成する制度です。

令和元年8月の前線に伴う大雨等の影響により、下記のような「経済上の理由」により事業活動が縮小し、休業等を行う場合にも活用できる場合があります。

支給対象・要件

① 雇用保険適用事業所

② 雇用保険被保険者

【主な支給要件】

- 最近3か月の生産量、売上高等の生産指標が前年同期比で10%以上減少していること。
- 最近3か月の雇用保険被保険者数等の雇用指標が前年同期比で一定規模以上増加していないこと。
- 実施する休業等が労使協定に基づくものであること。
- 過去に雇用調整助成金を受給した事業主が新規に休業等の対象期間を設定する場合、以前の休業等対象期間の満了日の翌日から起算して1年を超えていること。

「経済上の理由」例

- 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- 風評被害により、観光客が減少した場合
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる経済的な取引関係の悪化、困難

助成の内容

① 助成率・助成額

休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率（1人1日8,335円が上限）

大企業の場合

1 / 2

中小企業の場合

2 / 3

教育訓練を実施した場合の加算額

1人1日あたり
1, 200円

② 支給限度日数

1年間で100日（3年間で150日）

お問い合わせ先

佐賀労働局 職業安定部 職業対策課 雇用開発係 （電話）0952-32-7173

7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

(1) 国税に関する申告・納付等の期限の延長

災害により申告・納税等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

この手続は、当初の期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署にご相談ください。

(2) 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合があります。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられる場合があります。

(3) 納税の猶予

災害により財産に相当な損失を受けた場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、納税の猶予を受けられます。

税に関するその他の情報について

上記の災害にあった場合の税制上の措置以外にも、①災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付などの法人税の特例、②消費税に係る簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例、③相続税・贈与税の免除又は軽減などがありますので、詳しくは国税庁ホームページ< <https://www.nta.go.jp/> >をご覧ください。

お問い合わせ先

国税に関する申告・納税等の期限の延長措置等について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。

電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

なお、個別のご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

所轄税務署につきましては、「10. お問い合わせ先一覧⑦」をご覧ください。

地方税に関する法律又は条例に基づく申告、申請その他書類の提出、納付等の期限の延長や、徴収猶予、減免措置については、各都道府県、市町村にお問い合わせください。

8. 風評被害を払拭し、観光客を呼び戻したい

(1) 商店街活性化・観光消費創出事業

災害により被災した地域の商店街等の活性化や観光消費の需要の取り込み等に向けたイベント等の取組を支援します。(上限100万円)

対象者

佐賀県において災害救助法の適用を受けた市町村に所在する商店街等組織※
※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業共同組合、任意団体等

公募の概要

①募集開始日：令和元年10月4日（金曜）～11月15日（金曜）

※早急に事業を実施したい方のため、10月31日（木曜）までに提出いただいた分は、先行して審査・採択

②補助率：観光消費創出事業：2 / 3 以内

専門家派遣事業【任意】：10 / 10（定額）

③上限額：100万円（消費創出事業と専門家派遣事業※との合計額）

④補助対象者：商店街等組織又は商店街等組織と民間事業者の連携体

補助対象費目：謝金、旅費、店舗等賃借料、設営日、備品費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、
広報費、委託費、外注費、補助員人件費 など

お問い合わせ先

九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 (電話) 092-482-5456
中小企業庁商業課 (電話) 03-3501-1929

9. 補助金の申請その他の手続きについて知りたい

(1) 補助事業等の執行手続きにおける柔軟な対応

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金 一次公募採択事業者の皆様

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金では、佐賀県地域事務局、及び九州ブロック地域事務局において交付申請を受け付けております。被災された事業者の中で、各事務局が示している交付申請の受付期間に間に合わない場合については、各事務局に一報を入れていただければこの期間が経過した後も交付申請書は受け付けます。

今回の災害により、工場や既存の設備に影響が出たことから、応募申請時と機械設備を変更する必要がある場合など、交付申請に係るご相談については、各事務局にお問い合わせください。

また、今回の災害で被災された一次公募採択事業者については、罹災証明書の提出等により、1か月程度事業実施期間を延長する予定にしております。具体的な手続きは、各事務局にお問い合わせください。

対象者

今回の災害で被災された一次公募採択事業者。

お問い合わせ先

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（一次公募）採択事業者
佐賀県地域事務局 （電話）0952-23-4598
全国事務局 （電話）03-6280-5560
- ・ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金（一次公募）採択事業者
九州ブロック地域事務局（電話）092-432-5510
全国事務局 （電話）03-3523-4908

②小規模事業者持続化補助金

平成30年度第二次補正予算小規模事業者持続化補助金で交付決定を受けている事業者について、12月末（補助事業実施期限）までに補助事業が完了できないと見込まれる場合には、事業の進捗状況等を個別にご相談いただくことにより、1月中旬頃まで補助対象期間の延長が可能となる場合があります。個別のご相談については、下記へお問い合わせください。

対象者

今回の災害で被災された「平成30年度第二次補正予算 小規模事業者持続化補助金」の交付決定を受けている事業者。

お問い合わせ先

佐賀県商工会連合会又は日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局へご相談ください。

商工会地区：佐賀県商工会連合会 電話：0952-26-6101

商工会議所地区：日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局 電話：03-6447-2389 25

10. お問い合わせ先一覧

①、②融資に関するご相談	
①日本政策金融公庫	
佐賀支店（中小企業事業）	0952-24-7224
佐賀支店（国民生活事業）	0952-22-3341
②商工組合中央金庫 佐賀支店	0952-23-8121
③信用保証に関するご相談	
佐賀県信用保証協会	0952-24-4342
④財務状況の改善に関するご相談・支援（二重ローンを含む）	
佐賀県中小企業再生支援協議会	0952-27-1035
⑤事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特別措置】	
佐賀労働局職業安定課	0952-32-7216
ハローワーク佐賀	0952-41-9307
ハローワーク唐津	0955-72-8609
ハローワーク武雄	0954-22-4155
ハローワーク伊万里	0955-23-2131
ハローワーク鳥栖	0942-82-3108
ハローワーク鹿島	0954-62-4168
⑥災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】	
佐賀労働局 職業安定部 職業対策課 雇用開発係	0952-32-7173
⑦税務署（国税の申告・納付関係）	
伊万里（伊万里市、西松浦郡）	0848-22-2131
唐津（唐津市、東松浦郡）	082-823-2131
佐賀（佐賀市、多久市、小城市）	0823-23-2424
武雄（武雄市、鹿島市、姫野市、杵島郡（大町町含む）、藤津郡）	082-422-2191
鳥栖（鳥栖市、神埼市、神埼郡、三養基郡）	0824-72-1001
⑧全般的なご相談	
佐賀商工会議所	0952-24-5155
唐津商工会議所	0955-72-5141
伊万里商工会議所	0955-22-3111
鳥栖商工会議所	0942-83-3121
有田商工会議所	0955-42-4111
小城商工会議所	0952-73-4111
武雄商工会議所	0954-23-3161
鹿島商工会議所	0954-63-3231
佐賀県商工会連合会	0952-26-6101
佐賀県中小企業団体中央会（モノづくり補助金問い合わせ先）	0952-23-4598
（独）中小企業基盤整備機構 九州本部	092-263-1500
よろず支援拠点（公財）佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4433
九州経済産業局 産業部 中小企業課	092-482-5447
全国商店街振興組合	03-3553-9300

10. お問い合わせ先一覧

⑨災害救助法が適用された佐賀県内の市町村の商工会・商工会議所（持続化補助金等）	
佐賀商工会議所	0952-24-5155
唐津商工会議所	0955-72-5141
伊万里商工会議所	0955-22-3111
鳥栖商工会議所	0942-83-3121
有田商工会議所	0955-42-4111
小城商工会議所	0952-73-4111
武雄商工会議所	0954-23-3161
鹿島商工会議所	0954-63-3231
佐賀県商工会連合会	0952-26-6101
多久市商工会	0952-74-2144
佐賀市南商工会 諸富本所	0952-47-2590
佐賀市南商工会 東与賀支所	0952-47-1600
佐賀市商工会北	0952-62-0174
小城市商工会	0952-66-0222
神崎市商工会	0952-52-7131
吉野ヶ里町商工会	0952-52-4644
基山町商工会	0942-92-2653
みやき町商工会	0942-94-3328
上峰町商工会	0952-52-9505
唐津東商工会	0955-62-2901
唐津上場商工会	0955-82-3826
武雄市商工会 北方事務所	0954-36-2111
武雄市商工会 山内事務所	0954-45-2505
大町町商工会	0952-82-5555
江北町商工会	0952-86-2151
白石町商工会	0952-84-2043
太良町商工会	0954-67-0069
嬉野市商工会 塩田本所	0954-66-2555
嬉野市商工会 嬉野出張所	0954-43-1236